

競走馬遺伝子検査依頼要領

(平成30年10月19日 決裁)

競走馬遺伝子検査受託規程（平成30年10月19日決裁。以下「規程」という。）第5条の規定による遺伝子検査の依頼手続き、第7条の規定による遺伝子検査の実施及び第8条第2項の規定による遺伝子検査の成績通知書（以下「検査成績通知書」という）の様式は、次のとおりとする。

1 遺伝子検査依頼書（以下「検査依頼書」という。）の様式と記載について

- (1) プラスビタール・スピード遺伝子検査（以下「SG検査」という。）のみを依頼するとき又はSG検査と体高遺伝子検査（以下「HG検査」という。）を併せて依頼するときは、別記様式第1を、HG検査のみを依頼するときは、別記様式第2を使用するものとする。
- (2) 遺伝子検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、検査依頼書の作成日を依頼年月日に記入するものとする。
- (3) 依頼者情報欄には、検査材料及び検査料金に関する問い合わせ又は検査成績の通知等が可能な連絡先、依頼者及び検査対象馬の所有者との関係等について記入するものとする。
- (4) 検体数は、検体情報シートに記載された検査材料の合計数を記入するものとする。

2 検体情報シートの様式と記載について

- (1) 遺伝子検査を依頼するときは、別記様式第3による検体情報シートを検査依頼書に添付するものとする。
- (2) 年月日は、検査依頼書の依頼日と同一日を記入する。
- (3) 依頼者氏名は、検査依頼書の依頼者名と同一名を記入する。
- (4) 識別名称は、検査対象馬を識別できる馬名又は依頼者が任意に指定した番号若しくは記号等を記入する。なお、識別名称は検査材料毎に固有のものとし、異なる検査材料に対して同一のものを使用してはならない。
- (5) 所有者名は、検査依頼時における検査対象馬の所有者を記入する。ただし、複数の所有者が含まれる一括した依頼である場合などには、識別名称に対する所有者を個別に記入する。

3 検査材料について

遺伝子検査のために提出する検査材料は、次の各条件を備えているものとする。

- (1) 検査材料は血液（全血）とする。
- (2) 検査材料は、抗凝固処理剤としてEDTA又はヘパリンを含有した真空採血管で採取したものとする。
- (3) 検査材料の提出量は4mL以上とする。4mL以下の採血管を使用した場合又は1本の採血量が充分でない場合は、複数の採血管で採取するものとする。

(4) 採血に用いた採血管は、速やかに冷蔵保存するものとする。なお、採血後に長期間保存（7日間以上）する場合は、冷凍で保存するものとする。

(5) 採血管には、検体情報シートに記載した当該検査材料の識別名称を記入し又は貼付するものとする。

(6) 検査材料は、冷蔵又は冷凍の宅配便により、着払いで送付するものとする。なお、検査材料は、輸送中の破損を防止するために、緩衝剤で十分に保護するものとする。

4 検査成績通知書の様式について

検査成績通知書の様式は、SG検査については、別記様式第4のとおりとし、HG検査については、別記様式第5のとおりとする。